

地下水保全条例が変わります。

私たちにとって貴重な資源である地下水を守る(水源保護、水質保全、水量維持)ために条例を決めていましたが、より強く地下水を守るために変更します。

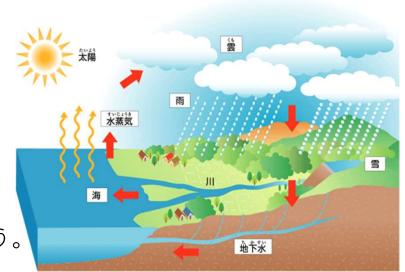
- (1) <u>条例の適用地域</u>を旧西条市域から 市全域に拡大します。
- (2) <u>廃棄物処分場などを作る時</u>に市役所 と事前協議が必要な<u>対象地域</u>を一部の 地域から<u>市全域に拡大</u>します。(資料1)



(3) 将来的な施策により、水源となる森林や地下水が浸透する平野を守るために、エリア (涵養域と水源域)を指定します。(資料2,3)



- (4) **地域公水**」という理念を盛り込みます。 地下水はみんなのものです。 みんなで守りましょう。(資料3)
- (5)**「育水」**という考え方を 盛り込みます。 水は、雨、川、地下水、 海、雲の ように姿を変 えて私たちの周りを回っ ています。使った水は、 きれいにして流しましょう。



(6) 有害物質などで地下水を汚した時の対応を盛り込みます。 汚したひとに、もとのとおり綺麗にしてもらいます。